

令和7年7月20日執行 第27回参議院議員通常選挙について

○九度山町内で転居される方

6月19日（木）以降に九度山町内で住所が変わる方

- ①選挙当日、転居前の住所に基づく投票所で投票
- ②期日前投票所で投票



○九度山町から他の市町村に転出された方

令和7年4月3日以降に他の市町村に転入届をされた方は、原則、九度山町の選挙人名簿に登録されています。

次のいずれかの方法で投票することができます。

- ①選挙当日、入場券に記載された九度山町の投票所で投票
- ②選挙前日までに、九度山町の期日前投票所で投票

※九度山町の期日前投票所

期間 7月4日（金）～7月19日（土）

時間 午前8時30分～午後8時

場所 九度山町ふるさとセンター1階（役場となり）

- ③転出先の市町村の不在者投票所で不在者投票

(1) 「期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）」を九度山町選挙管理委員会に郵送し、投票用紙等を請求してください。

(2) 九度山町選挙管理委員会から折り返し郵送された投票用紙等を開封せず転出先の市町村選挙管理委員会に持参し、転出先市町村の不在者投票所で投票



○他の市町村から九度山町に転入された方

4月3日以降に九度山町に転入届をされた方は、原則、旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されています。

次のいずれかの方法で投票することができます。

- ①選挙当日、入場券に記載された旧住所地の市町村の投票所で投票
- ②選挙前日までに、旧住所地の市町村の期日前投票所で投票
- ③九度山町の不在者投票所で不在者投票

(1) 「期日前投票・不在者投票請求書」を旧住所地の市町村の選挙管理委員会に郵送し、投票用紙等を請求

(2) 旧住所地の市町村の選挙管理委員会から折り返し郵送された投票用紙等を開封せず九度山町選挙管理委員会に持参し、九度山町の不在者投票所で投票

お問合せ 九度山町選挙管理委員会（電話 0736-54-2019）